ISO 9001
認証取得

shindaiwa

取 扱 説 明 書

エンジン動力噴霧機

ESK717-SC

Soft スタート

⚠注　意

安全のため、ご使用前に必ずこの取扱説明書をお読みください。
また、いつでもご覧いただけるよう、大切に保管してください。

新ダイワ工業株式会社

重要なお知らせ

製品をご使用になる前に、取扱説明書を必ずお読みください。

❍ 製品の使用目的

- この製品は 2 サイクルエンジン薬液噴霧機です。家庭用・農業用などの薬液噴霧に使用してください。目的以外に使用してはいけません。

❍ 製品の使用者について

- この製品は取扱説明書をよく読んで充分に熟知した人が使用してください。
- 取扱説明書をよく読んでいない人、風邪や疲労など体調のよくない人、１６歳未満の人は製品を使用しないでください。

❍ 取扱説明書について

- 本書には、製品の組立や操作、整備に必要な事項が書かれています。よく読んで理解してください。
- 本書はいつでも読めるように必ず保管してください。
- 本書が損傷により読めなくなったり、紛失した場合は、販売店から新しく取扱説明書を購入してください。
- 単位は ＳＩ 単位（国際単位系）を使用しています。（　）内は参考値ですので若干の換算誤差がある場合もあります。

❍ 製品の貸与、譲渡

- 本書で解説している製品を貸与する場合、借りて作業をする人に、この取扱説明書とともに製品を貸与してください。製品を譲渡される場合は、本書を製品に添付してお渡しください。

❍ 保証書

- 本書の巻末に保証書があります。
- 使用目的以外の作業による製品の故障、あるいは改造による故障の場合は、保証の対象外になりますのでご注意ください。
- 詳しくは巻末の保証書をお読みください。

❍ お問い合わせ先

- この製品についての内容や消耗品のご購入、修理などのご用命はお買い求めいただいた販売店にお問い合わせください。

❍ おことわり

- 本書の内容は、製品の改良のため予告なしに変更することがあります。また、使用している図は説明をわかりやすくするため、現品と異なる場合があります。
- 本製品は一部部品の組立作業が必要となります。
- ご不明なことやお気付きのことがございましたら販売店にご相談ください。

❍ 製品の特徴

- この製品はエンジン始動時に**Softスタート**方式を採用していますので、スタータグリップを引いたときに大変軽く引くことができます。

目　次

安全にご使用いただくために 4
警告表示 4
その他の表示 4
シンボルマーク 4
警告表示ラベルの貼付け位置 5
燃料の取扱い 6
エンジンの取扱い 7
製品の取扱い 8

1. 梱包部品一覧 13

2. 各部の名称と機能 14

3. 作業前の準備 15
3-1. 組立 15
3-2. 薬液の準備 16
3-3. 燃料の準備 17

4. エンジンの運転 19
4-1. エンジンの始動 19
4-2. エンジンの停止 21

5. 噴霧作業 22
5-1. 製品の操作 22
5-2. ノズル 22

6. 点検・整備 23
6-1. 点検・整備の目安 23
6-2. 点検・整備要領 24
6-3. 故障診断表 27
6-4. 長期保管（３０日以上） 28

7. 仕様 29

安全にご使用いただくために

製品をご使用になる前に、この章を必ずお読みください。

❍ ここに記載されている「注意事項」は、安全に関する重要な項目です。必ず守ってください。
❍ 本文の中にも重要な「注意事項」を記載していますので、必ずお読みください。

◆印に続く文章は、「注意事項」を守らないと起こり得る結果を示しています。

警告表示

本書や製品では作業者などが人身事故を負う危険性のある事柄を、下記の警告表示で示しています。安全作業のためによく読んで必ず守ってください。

⚠ 危険
その警告に従わなかった場合、死亡または重傷を負うことになるものです

⚠ 警告
その警告に従わなかった場合、死亡または重傷を負う可能性があるものです

⚠ 注意
その警告に従わなかった場合、ケガを負う恐れのあるものです

その他の表示

本書では警告表示以外に下記の表示を使って説明しています。

	丸に左斜線の入ったこの記号は、表示されているものが全て禁止されていることを表します

重要
重要として囲まれた文章は、この取扱説明書で説明されている製品の使用、点検、保守、保管に関する重要な注意事項です

シンボルマーク

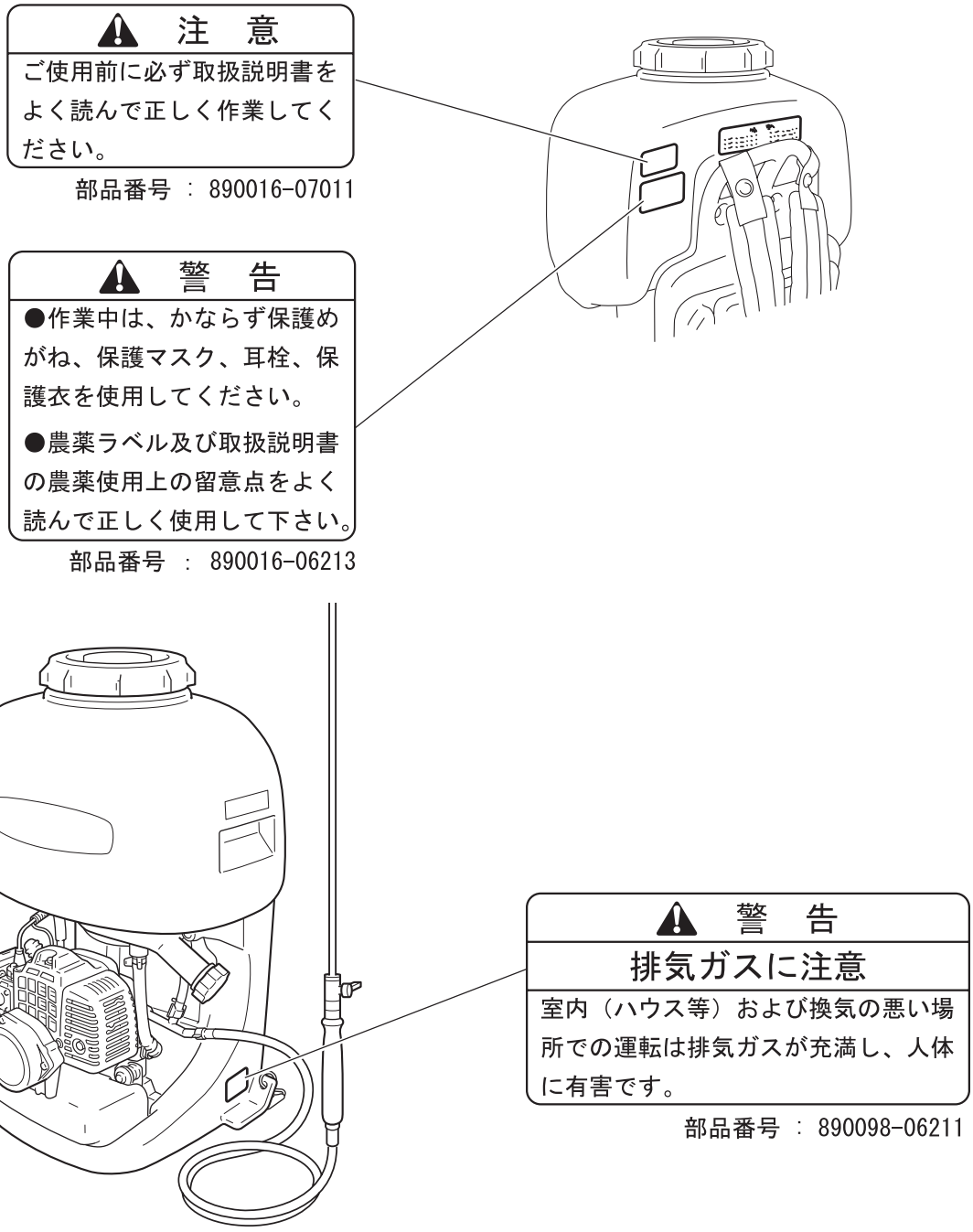
本書ではシンボルマークを使って説明しています。各シンボルマークの意味を充分に理解してください。

シンボルマーク	意味	シンボルマーク	意味
	ご使用前に取扱説明書を読み、正しく作業すること		電気ショックに注意すること
	作業中は、保護具を必ず着用すること		高温部に注意すること
	製品を通気の悪い場所では使用しないこと		回転部の巻き込まれに注意すること
	火災に注意すること		毒性に注意すること

安全にご使用いただくために

警告表示ラベルの貼付け位置

- 本書で解説されている製品には、下図の「警告表示」のラベルが貼ってあります。ご使用前にラベルの意味を理解してください。
- ラベルが摩滅したり破損して内容が確認できなくなった場合や、はがれて紛失した場合は、販売店から新しくラベルを購入し、下図に指示してある箇所に貼り、常にラベルが確認できる状態を維持してください。



安全にご使用いただくために

燃料の取扱い

この製品に使用する燃料は、レギュラーガソリンと２サイクルエンジンオイルを混合した「混合燃料」です。混合燃料の詳細は 17 ページの「燃料の準備」を参照してください。

⚠ 危 険

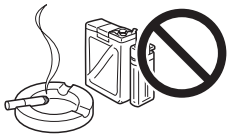
燃料給油時は火気厳禁

燃料は非常に引火しやすいので、取扱いを誤ると火災の危険があります。次の項目を必ず守ってください。

- **燃料給油中にタバコを吸ったり、火花を近づけない**
- **エンジンが熱いときやエンジン運転中は、燃料補給をしない**

◆燃料に引火して火災を起こしたり、火傷を負うことになります。





⚠ 警 告

静電気は火災の原因

ガソリンは容器内部で揺られると、静電気を帯びやすい性質を持っています。給油時の放電による火災を防ぐため、次の項目を守ってください。

- **運搬に用いた鋼板製のガソリン携行缶は、地面に置いて静電気を逃がす。**
- **燃料混合容器は、数分間静置して静電気のレベルを下げる。**
- **作業者は、給油前に手のひらを地面や金属などに押し当てて、自身の静電気を逃がす。**
- **製品は、エンジンを停止のまま充分に冷えた状態になるまで地面に置き、静電気のレベルを下げる。**
- **燃料給油時に、金属製の漏斗（ろうと）を使用しない。**
- **湿度の低いときは、燃料容器や製品の燃料タンクを乾いた布で拭かない。**

◆静電気が燃料に放電して、火災の原因となります。

こぼれた燃料は火災の原因

燃料給油時は、次の項目を守ってください。

- **燃料は燃料タンクの口元まで入れずに、規定レベル（規定レベル表示のないものは燃料タンクの肩口）以下に補給**
- **燃料を入れすぎてあふれたり、こぼれた場合はこぼれた燃料を拭き取る**
- **燃料を給油した後は燃料タンクキャップを確実に締付ける**

◆こぼれた燃料に引火して火災や火傷の原因となります。

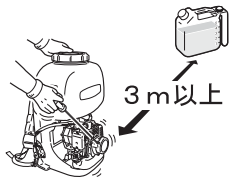


燃料は燃料タンクの肩口より上まで補給しないこと

燃料補給地でのエンジン始動禁止

- **燃料を補給した場所でエンジンを始動してはいけません。エンジンを始動する前に、燃料を補給した場所から３ｍ以上移動してください。**

◆燃料補給時の漏れた燃料に引火し火災の原因となります。

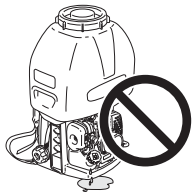


燃料漏れは火災の原因

- **燃料補給後に、必ず燃料パイプ、燃料系グロメット、燃料タンクキャップ周辺から燃料の漏れやにじみがないかを確認してください。**
- **燃料の漏れ、にじみがある場合は直ちに使用を中止し、お買い求めの販売店に修理を依頼してください。**

◆燃料漏れがあった場合、火災の原因となります。





ポリ容器での燃料運搬・保管は禁止

燃料はできるだけ使い切ってください。燃料を運搬あるいは保管する場合は、次の項目を守ってください。

- **鋼板製のガソリン携行缶で運搬・保管**
- **保管期間は１ケ月程度**
- **ポリ容器やペットボトルに燃料を入れて運搬・保管することは禁止**

◆ポリ容器での運搬や保管は法律で禁止されており、火災の原因となります。



安全にご使用いただくために

エンジンの取扱い

警 告

エンジン始動時

エンジンを始動するときは、特に次の項目を守ってください。

- **ボルトやナット類にゆるみがないことを確認**
- **燃料が漏れていないか確認**
- **燃料戻りパイプが折れ曲がっていないか確認**
- **薬液タンクキャップはしっかり締付け**
- **製品を平坦で通気のよい場所に置く**
- **周囲は広くとり、人や動物を近づけない**
- **障害物は取除く**
- **ノズルコックは閉じる**
- **薬液タンクがカラの状態での始動禁止**
- **製品を地面にしっかりと押え始動操作**

◆「注意事項」を守らないと、死亡を含む傷害や事故を負う原因となります。

始動後は異常振動・異常音の確認

- **エンジンを始動したら、異常振動・異常音が発生していないか確認してください。異常振動・異常音がある場合は製品を使用してはいけません。販売店に修理を依頼してください。**

◆部品の脱落、飛散などの事故により、ケガや重傷を負う原因となります。

運転中は高温部、高電圧部に接触禁止

製品の運転中および停止後しばらくの間は、次の高温部や高電圧部に触らないでください。

- **マフラやシリンダなどの高温部**



◆高温部に触れると火傷します。

- **スパークプラグ、プラグコードなどの高電圧部**



◆運転中に高電圧部に触れると感電します。

発火・発煙したらまず安全確保

- **エンジンから発火または排気口以外から発煙したら、まず身体から製品を離し、身体の安全を確保してください。**
- **周囲に類焼しないようにシャベルで砂などをかけるか、または消火器で消火してください。**



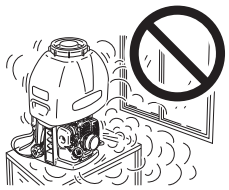
◆あわてて対処しようとすると、火災やその他の傷害の拡大につながります。

排気ガスは有毒

- **エンジンの排気ガスには、有毒なガスが含まれています。屋内など通気の悪い場所で製品を運転しないでください。**
- **ハウス内防除の際は、出入口を開放し、天窓を開けたり巻上げをして、通気・換気に充分注意してください。**

◆排気ガスによる中毒事故の原因となります。





点検・整備時はエンジン停止

作業後に製品の点検・整備を行なう場合は次の項目を守ってください。

- **エンジンを停止し、エンジンが冷えてから点検・整備**

◆火傷を負う原因となります。

- **スパークプラグキャップを外して点検・整備**

◆突然の始動により事故を起こすことがあります。

スパークプラグの点検

スパークプラグの点検では次の項目を守ってください。

- **電極やターミナルの摩耗、ガイシに亀裂がある場合は新品と交換**
- **スパークプラグの火花を確認する発火テストは熟練者以外の人は禁止、販売店に依頼**
- **シリンダのプラグ孔付近での発火テストは禁止**
- **燃料がこぼれたり、燃えやすいガスがある場所での発火テストは禁止**
- **スパークプラグの金属部に触れることは禁止**

◆引火による火災および感電事故の原因となります。





安全にご使用いただくために

製品の取扱い

■一般的なご注意

警 告

取扱説明書

❍ ご使用前に、必ず取扱説明書をよく読んで正しく作業してください。



◆事故や重傷を負う原因となります。

製品の使用目的以外の使用禁止

❍ 製品を取扱説明書に記載されている使用目的以外の用途に使用してはいけません。

◆事故や重傷を負う原因となります。

製品の改造禁止

❍ 製品を改造してはいけません。

◆事故や重傷を負う原因となります。製品の改造が原因で故障した場合は、メーカー保証の対象外となります。

点検・整備をしていない製品の使用禁止

❍ 点検・整備をしていない製品を使用してはいけません。定期的な点検・整備を必ず行なってください。

◆事故や重傷を負う原因となります。

製品の貸与、譲渡

❍ 製品を貸すときは借りる人に、取扱説明書と共に製品を貸してください。

❍ 製品を譲る場合は取扱説明書を添付して製品を渡してください。

◆事故や重傷を負う原因となります。

ケガへの備え

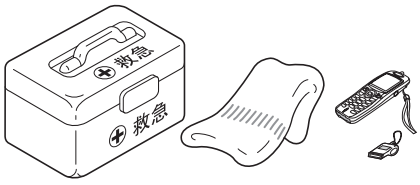
万一の事故やケガへの準備をしてください。

❍ 救急箱（応急手当用）

❍ タオルやてぬぐい（止血用）

❍ 呼子や携帯電話（外部との連絡用）

◆応急手当や外部への連絡ができず、症状が悪化する恐れがあります。



■作業上のご注意

警 告

製品の使用者

次の項目に該当する人は製品を使用しないでください。

❍ 疲労している人
❍ 酒を飲んでいる人
❍ 薬物を服用している人
❍ 妊娠している人
❍ 体調不良の人
❍ 取扱説明書を読んでいない人
❍ １６歳未満の人
❍ 農薬の影響を受けやすい人



◆事故の原因となります。

製品の使用環境・作業環境

❍ 急傾斜地や雨上がりなどの足元が不安定な場所では滑りやすく危険なので、製品を使用しないでください。

❍ 夜間や視界が悪く暗い場所などでは製品を操作しないでください。

◆転倒や滑落、誤った操作などにより重傷を負う原因となります。

健康管理

❍ 健康のために、休憩を取りながら余裕を持って作業してください。

❍ 長時間の連続作業は避け、２時間を限度としてください。

◆健康障害を受ける恐れがあります。

安全にご使用いただくために

⚠ 警 告

薬液の取扱い

- **薬液はタンクからあふれるほどの量を入れないでください。また、こぼれた薬液はすぐに拭き取ってください。**
- **薬液タンクキャップはしっかりと締め、運転時に薬液が漏れないようにしてください。**

◆ こぼれたり漏れた薬液は、放置しておくと薬害の原因となります。

薬液ストレーナは正しく付ける

- **薬液ストレーナは常に薬液タンク口に正しく付けておいてください。**

◆ かくはん水の勢いが強いので、運転作業中、薬液残量が少なくなると、薬液タンクキャップのブリーザ孔から薬液が漏れることがあります。

製品使用時

製品を使用するときは、特に次の項目を守ってください。

- **作業場所に、作業に関係のない人や動物を近づかせない**
- **ノズルを人や動物に向けない**
- **足場の悪い場所では製品を使わない**
- **ノズルグリップは、しっかりと握る**
- **全装備での製品操作は、バランスを失わないように注意**
- **製品を背負ったときに、背負バンドとスロットルレバーがもつれないように注意**
- **夜遅くまたは朝早く近隣の人に騒音で迷惑をかけるときは、製品の使用を避ける**

◆ 事故や傷害の原因となります。



製品は常に正立状態で使用

- **製品は真直ぐに立てた状態で使用するよう設計されています。使用時および移動時に、横にしたり極端に傾けたりしないでください。**

◆ 燃料漏れや薬液漏れの原因となります。

運転中は薬液タンクキャップをゆるめない

- **エンジン運転中に、薬液タンクキャップをゆるめたり開けてはいけません。**

◆ 薬液が吹き出し、事故の原因となります。

異常時は直ちにエンジン停止

- **作業中に製品が突然異常な音を発したり、異常な振動をした場合は、直ちにエンジンを停止してください。**
  異常振動・異常音がある場合は製品を使用してはいけません。販売店に修理を依頼してください。

◆ 故障した製品をそのまま使用すると、事故や傷害の原因となります。

移動時はエンジン停止

次のようなときは、エンジンを停止し製品を背負った状態で移動してください。

- **作業場へ移動するとき**
- **作業中に他の場所へ移動するとき**
- **作業場から帰るとき**



◆ 火傷や重傷を負う原因となります。

- **車で運搬する場合は燃料タンクをカラにして、製品を立てた状態で動かないようにしっかり固定してください。**

◆ 燃料を入れたまま車で移動すると、火災の原因となります。

製品の保管場所

- **燃料ガスが充満している密閉された場所や、裸火、火花のある場所に製品を保管しないでください。**

◆ 火災の原因となります。

リコイルスタータの分解禁止

- **リコイルスタータには強力なスプリングが組み込まれていますので、分解してはいけません。**

◆ スプリングがはじけて事故や重傷を負う原因となります。

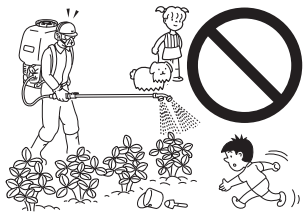
安全にご使用いただくために

警 告

第三者の立入禁止

❍ 作業を行なう場所をよく調べ、作業関係者以外の人・子供・家畜・養蚕・養蜂・他の作物などが近くにないことを確認してください。

◆無防備な第三者の薬害事故や、環境被害の原因となります。



悪条件下での作業禁止

❍ 夜間や視界が悪く暗い場所では、製品による噴霧作業をしてはいけません。

◆操作ミスによる事故や薬害の恐れがあります。

❍ 風が強いときには噴霧作業を行なわないでください。薬液の分散を防ぐため、噴霧作業は風のない温度が安定している朝、または夕方を選んで行なってください。

◆風に乗って予期しない方向へ農薬が飛び、薬害事故を引起こす原因となります。

❍ 噴霧は、風下に向かって行なってください。

◆作業者側に薬液が飛ぶ原因となります。

作業中の飲食禁止

❍ 薬液の噴霧作業をしながら、タバコを吸ったり食べ物・飲み物をとったりしないでください。

◆タバコや飲食物に付着した農薬が、それらを介して体内にはいる恐れがあります。



農薬噴霧後の圃場には立入らない

❍ 農薬噴霧直後の圃場に無防備で立入ってはいけません。除草などの管理作業はあらかじめ行なっておきます。

❍ 第三者の立入にも注意してください。

◆噴霧された農薬による薬害事故の原因となります。

身体に異常を感じたら

❍ 作業中あるいは作業終了後に身体に異常を感じたときは、すぐに医師の診察を受け、使用していた農薬の種類を告げてください。

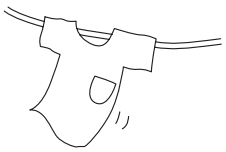
◆処置が遅れることにより、重大な薬害につながることがあります。



作業時の着衣は、他と別に洗濯

❍ 薬液噴霧作業中に着ていた服は、他の衣服とは別に洗濯してください。

◆付着した農薬が、他の衣服に移る恐れがあります。



安全にご使用いただくために

■農薬使用上の留意点

農薬取締法が改正されました。

- 平成１５年３月の農薬取締法改正にともなう省令に基づく使用基準により
  （1） 使用する作物に登録のある農薬を使用すること
  （2） 使用濃度（希釈倍率）および面積あたりの使用量
  （3） 収穫前使用日数
  （4） 使用回数

  の４点については農薬使用者が遵守する義務が生じています。

警 告

農薬の取扱い

- **農薬の取扱いにあたっては、農薬ラベルをよく読み、必ず記載されている事項を確認してください。**
- **製品ならびに農薬の知識を持たない人が、農薬を取扱ってはいけません。**

◆農薬の誤った使用は、重大な薬害事故の原因となります。



農薬は必ず使い切る

- **農薬は残らないよう調製し、必ず使い切ってください。**

◆第三者が農薬と知らずに誤って飲み込むなど、重大な薬害事故を引起こす恐れがあります。



農薬使用上の注意

- **農薬噴霧時は、農業用マスク、手袋、長ズボン、長袖の作業衣などを着用してください。農薬に直接触れないよう注意してください。**
- **作業後は手足、顔などを石けんでよく洗い、うがいをするとともに洗眼してください。**
- **農薬が目に入らないように注意してください。**
- **誤飲、誤食に注意してください。誤って飲み込んだ場合は、吐き出し、直ちに医師の手当てを受けてください。また、農薬使用中に異常を感じたときは、直ちに医師の手当てを受けてください。**
- **また、農薬の種類によっては、**
  - **農薬が目に入った場合は直ちに水洗し、眼科医の手当てを受けてください。**
  - **かぶれを生ずる場合がありますので注意が必要です。また、かぶれやすい人は、使用を控える必要があります。**
- **環境へ配慮した使用が必要です。**
  - **防除対象作物以外への飛散がないよう注意してください。**
- **農薬は、子供の手が届かない場所に保管してください。**

安全にご使用いただくために

■保護具

警 告

保護具の着用

❍ 適切な衣類と正しい保護具を身に付けてください。

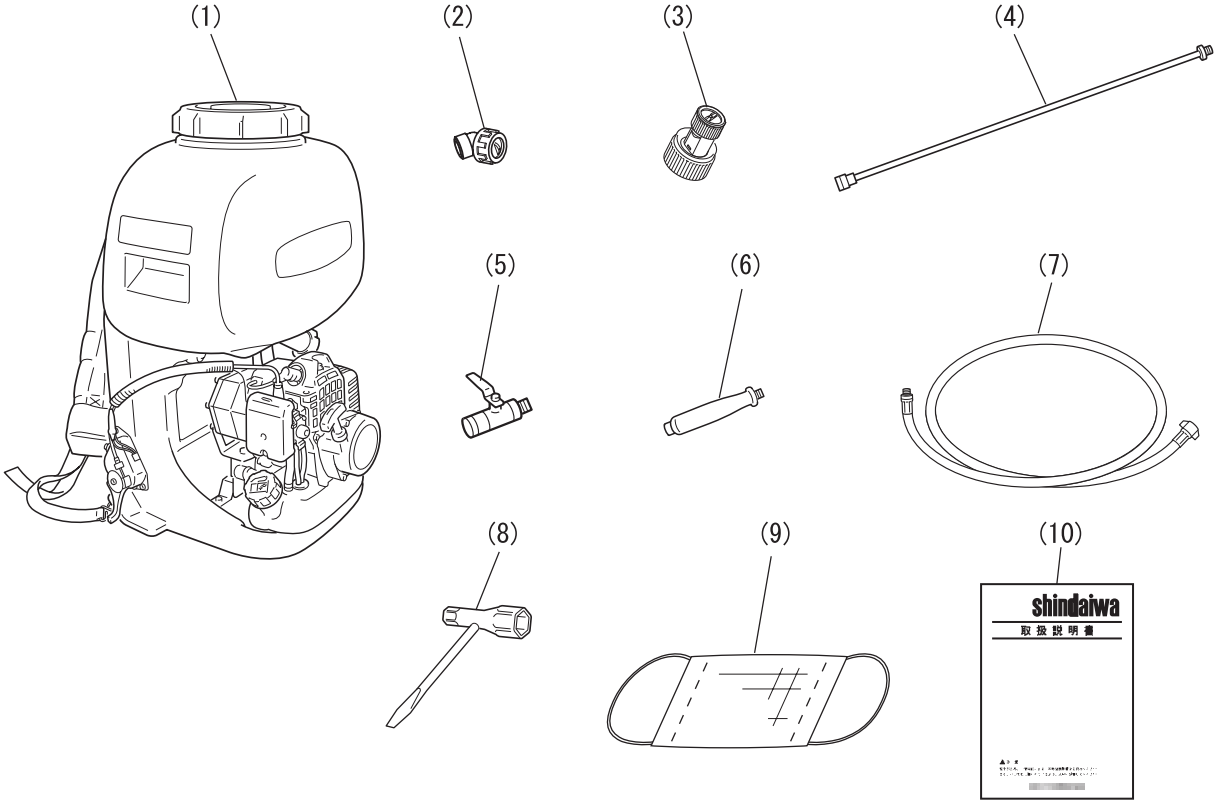
◆ 農薬に直接触れたり吸引すると、薬害事故を引起こす恐れがあります。

製品には、農薬噴霧時に着用するマスクとして防除マスクを付属していますが、防毒マスクではありませんので、防毒マスクとしての使用はできません。



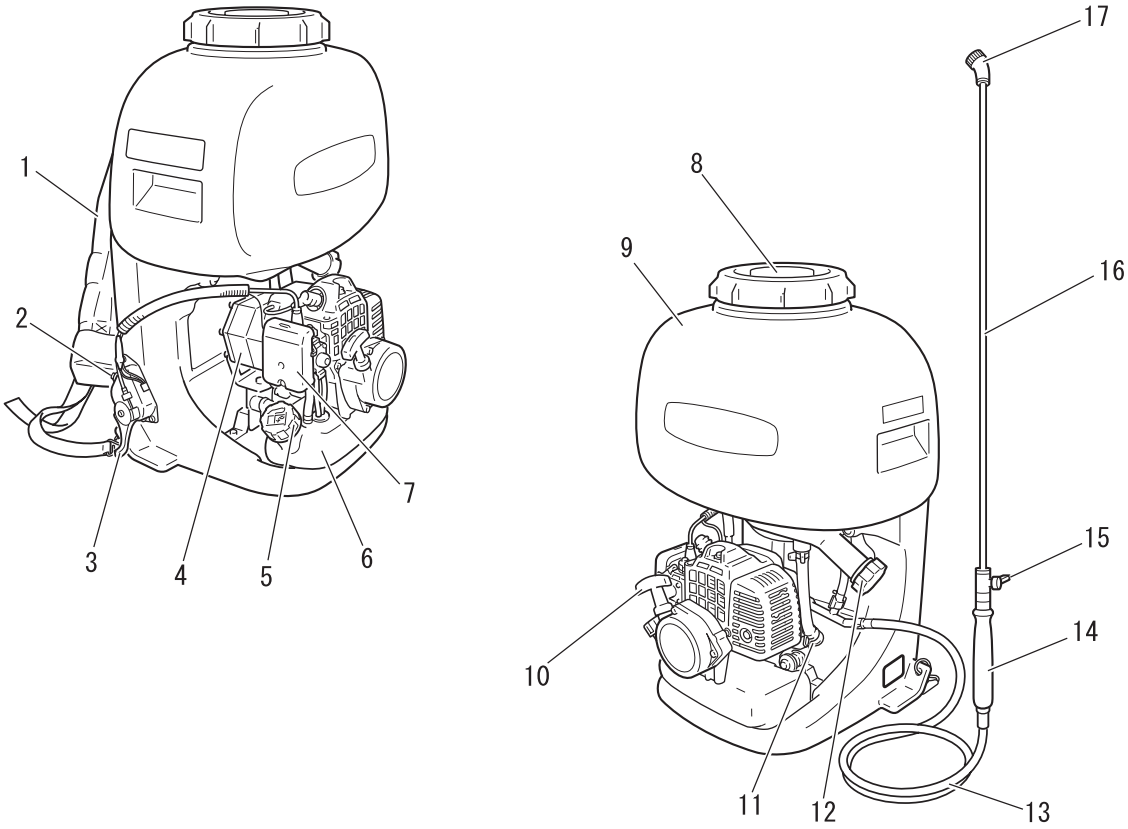
1. 梱包部品一覧

- 梱包箱の中には、下記部品が分かれて梱包されています。
- 梱包箱を解きましたら、中の部品を確認してください。
- 欠品や破損などがありましたら、お買い求めの販売店にご連絡ください。



番号	部品名称	個数
(1)	製品本体	1
(2)	ノズル（広角１頭口）	1
(3)	ラウンドノズルチップ	1
(4)	ノズルパイプ	1
(5)	ノズルコック	1
(6)	ノズルグリップ	1
(7)	ホース	1
(8)	ソケットレンチ（１０ mm× １９ mm）	1
(9)	防除マスク（２個入り１パック）	1
(10)	取扱説明書	1

2. 各部の名称と機能



1. 背負バンド	―	作業者が製品を背負う際に使用します。
2. ストップスイッチ	―	エンジンを停止するときに押すスイッチです。
3. スロットルレバー	―	エンジン回転数を指で調節するためのものです。
4. 薬液ポンプ	―	薬液を噴霧するためのポンプです。
5. 燃料タンクキャップ	―	燃料タンクを密閉するふたです。
6. 燃料タンク	―	燃料を入れる容器です。
7. エアクリーナ	―	エンジンに供給される空気をきれいにします。
8. 薬液タンクキャップ	―	薬液タンクを密閉するふたです。
9. 薬液タンク	―	薬液を入れる容器です。
10. スタータグリップ	―	エンジンを始動するときに使用します。 Softスタート
11. ポンプドレン	―	薬液ポンプ内の薬液を排出する栓です。
12. タンクドレンキャップ	―	薬液タンク内の薬液を排出する口のふたです。
13. ホース	―	薬液をノズルパイプに送るホースです。
14. ノズルグリップ	―	ノズルパイプを操作する握りです。
15. ノズルコック	―	噴霧を吐出、停止するコックです。
16. ノズルパイプ	―	薬液をノズルに送るパイプです。
17. ノズル	―	薬液を霧化するためのものです。

3. 作業前の準備

3-1. 組立

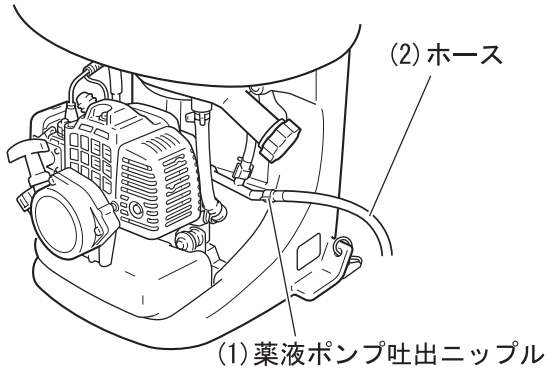
警 告

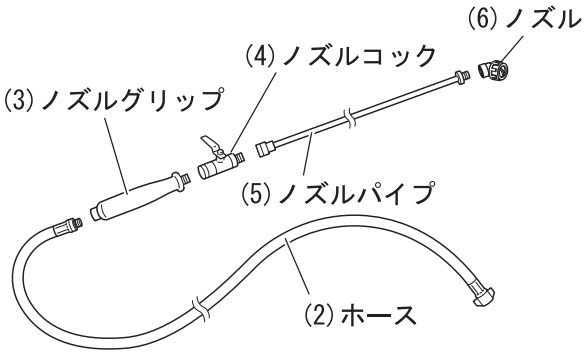
取扱説明書をよく読んで、正しく組立ててください。

◆誤って組立てた製品を使用すると、事故や重傷を負う原因となります。
また、組付けが不確実ですと、薬液が漏れ、薬害事故の原因となります。



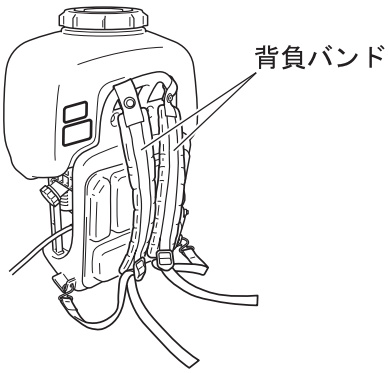
■ホースとノズルの組立





- (1) 薬液ポンプ吐出ニップルに、(2) ホース、(3) ノズルグリップ、(4) ノズルコック、(5) ノズルパイプ、(6) ノズルの順に組付けてください。

■背負バンドの調整



- 作業しやすいように背負バンドの長さを作業者の体格に合わせてください。

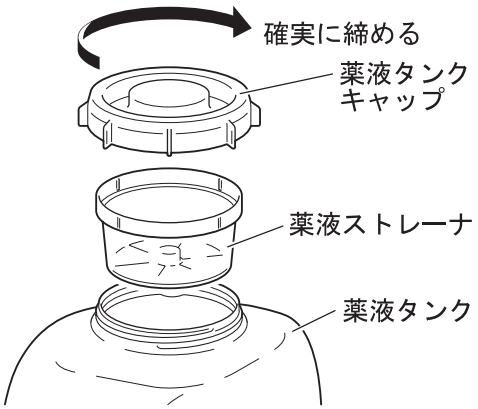
3. 作業前の準備

3-2. 薬液の準備

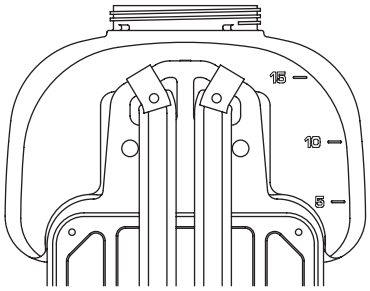
重 要

- 製品の薬液タンク内で薬液を、直接調合しないでください。
- 薬剤は濃度が均等になるように溶かしてください。固まりが残ると、ノズルの目詰まりの原因となります。

■薬液補給



- 薬液補給前に必ずノズルコックを閉じ、タンクドレンキャップを締付けてください。
- 薬液は必ず薬液ストレーナを使用して補給してください。（タンク内のゴミは、ノズルの詰まりの原因となります。）
- 薬液はタンクからあふれるほどの量を入れないでください。また、薬液がこぼれたときはすぐに拭き取ってください。
- 薬液タンクキャップはしっかりと締め、運転時に薬液が漏れないようにしてください。
- 薬液の補給は、カラ運転防止のために、必ずエンジン始動前に行なってください。



- タンクの横にあるマークは、各々 5,10,15Ｌ を示します。

3. 作業前の準備

3-3. 燃料の準備

危 険

燃料は非常に引火しやすいので、取扱いを誤ると火災の危険があります。本書の「安全にご使用いただくために」（6～7 ページ）記載の「注意事項」をよく読み、必ず守ってください。



◆燃料に引火して、火傷や火災を起こすことになります。

警 告

- **燃料を補給する際は手動式の燃料補給ポンプを使用し、機体が安定した状態で給油口からこぼさないように注意して補給してください。（電池式の灯油ポンプは使用しないでください）**
  製品に燃料が少しでもこぼれたら、必ず拭き取ってください。
- **燃料を補給する際は静電気の火花放電を避けるため、補給前に製品および補給用タンクを地面に数分間置くなどして、帯電している静電気をアースしてください。**
  また、作業者自身も手のひらを地面や金属に接するなどしてアースしてください。
- **燃料を補給した後は燃料タンクキャップを確実に締付け、必ず燃料パイプ、燃料系グロメット、燃料タンクキャップ周辺から燃料の漏れ、にじみがないことを確認してください。燃料の漏れ、にじみがある場合は直ちに使用を中止し、お買い求めの販売店に修理を依頼してください。**

◆燃料に引火して、火傷や火災を起こす原因となります。

重 要

混合燃料は劣化しやすいので、使用する分量だけ混合してください。燃料の混合は、製品の燃料タンクで行なわないで、専用の燃料混合容器（別売品）を使用して、よく混合してください。
※燃料混合容器の入手につきましては、お買い求めの販売店にお問い合わせください。

■燃料

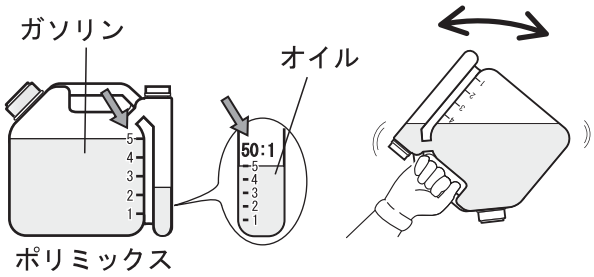


表1　2サイクルエンジンオイルの種類と混合比

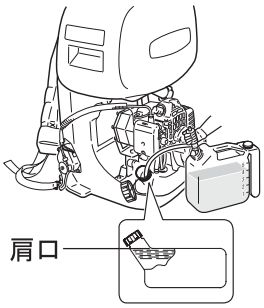
ガソリン (L)	2サイクルエンジンオイル (mL)	
	50：1	25：1
2	**40**	80
4	**80**	160
5	**100**	200

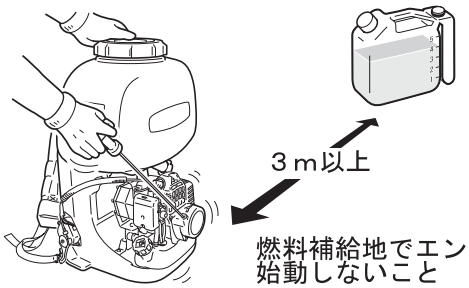
- 燃料はレギュラーガソリン（**アルコール混入燃料はゴム製部品の劣化を早めます**）と、2サイクルエンジンオイルを混合した「混合燃料」です。
- 2サイクルエンジンオイルの種類はＪＡＳＯ性能分類により「ＦＡ・ＦＢ・ＦＣ」の3種類に分類し容器に表示しています。
- 混合する比率は、2サイクルエンジンオイルの種類により下記の通り使用してください。

  ＪＡＳＯ性能分類　ＦＣ　　；［50：1］
  ＪＡＳＯ性能分類　ＦＢ、ＦＡ　；［25：1］

3. 作業前の準備

■燃料補給





- 燃料の補給作業は、必ず風通しの良い所で行なってください。
- 燃料の補給作業は、製品と補給用タンクを地面に置いて行なってください。トラックの荷台の上などでは行なわないでください。
- 燃料は必ず燃料タンクの肩口以下に補給してください。燃料タンクの肩口を超えると使用時キャブレタから燃料が漏れることがあり、火災の原因になります。
- 燃料タンクには、外気との間に圧力差が生じています。燃料を補給するときは、燃料タンクキャップをすこしゆるめて、圧力差を取除いてください。
- 燃料タンクのキャップを開け、手動式の燃料補給ポンプなどでこぼさないように混合燃料を入れてください。（電池式の灯油ポンプは使用しないでください）
- 燃料が少しでもこぼれたら、必ず拭き取ってください。ただし湿度が低いときは、乾いた布で拭くと静電気を帯びやすいので、水を湿らせた布で拭き取るようにしてください。
- エンジンを始動する前に、燃料を補給した場所から３ｍ以上移動してください。
- 補給用タンクは火気のない日陰に置いてください。

4. エンジンの運転

4-1. エンジンの始動

警 告

エンジンを始動する場合は、「安全にご使用いただくために」（4 ページ以降）記載の注意事項を守って正しく操作してください。

◆「注意事項」を守らないと、死亡を含む傷害や事故を負う原因となります。

注 意

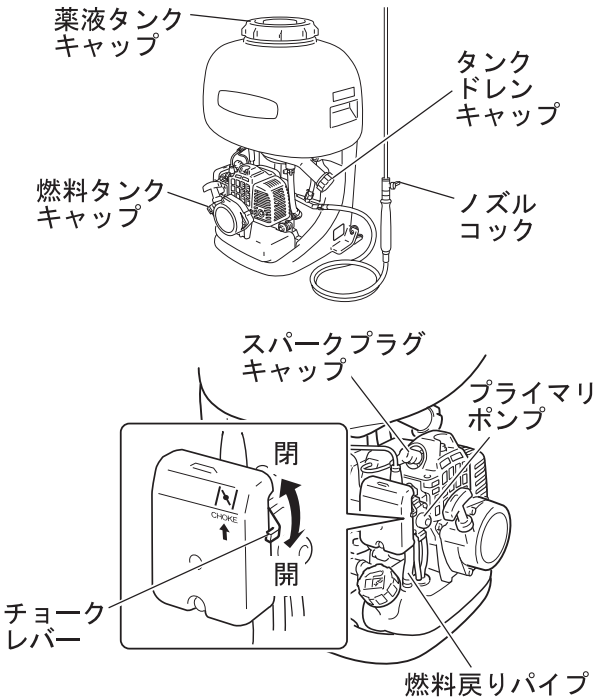
スタータグリップを引いてから、遅れてエンジンが始動することがあるので、注意してください。

◆思わぬトラブルによるケガをする恐れがあります。

重 要

- エンジンを始動する前に、必ず薬液タンクに薬液、あるいは清水を入れます。
- 本製品の防振構造はエンジン、薬液ポンプを防振ゴムで浮かせている構造ですので、エンジン始動時のリコイル操作は必要以上の力を加えず操作してください。
- スタータグリップを引くときは、まず軽く引出し更に素早く引いてください。引きヒモの２／３以上は引出さないでください。
- スタータグリップを戻すときは、途中で手から離さないでください。
- エンジン始動操作のときに最初の爆発音が聞こえたら、チョークレバーを戻して再度スタータグリップを引くと始動します。最初の爆発音を聞き逃さないようにしてください。
- アイドリング（低速運転）に戻さずにエンジンを停止すると、故障する恐れがあります。
- 緊急時以外は必ずアイドリング（低速運転）状態にして停止してください。
- 薬液がノズルから出なくなったらすぐにエンジンを停止してください。薬液タンクがカラの状態でエンジンを始動しないでください。

■冷えたエンジンの始動



（長期保管の後は、スパークプラグキャップを接続してください。）

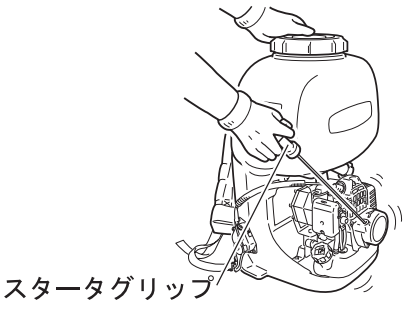
エンジンの始動には、冷えたエンジンの場合と暖まっているエンジンの場合があります。冷えたエンジンの始動は次のようにしてください。

1. 製品を平坦な地面に置き、ノズルなど作業に必要な部品が組付けられていることを確認します。
2. 薬液タンクキャップ、燃料タンクキャップ、タンクドレンキャップがしっかり締付けられていて、ノズルコックが閉じていることを確認します。
3. 燃料が漏れていないことを確認します。
4. 薬液ポンプ破損防止のため、薬液タンクがカラの状態では、エンジンを始動したり、運転をしないでください。
5. チョークレバーを「閉」（）の位置にします。

4. エンジンの運転

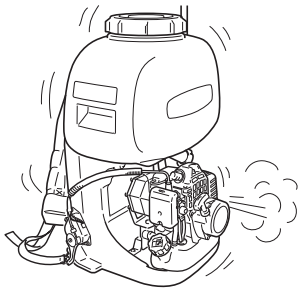


6. スロットルレバーを中間位置にしてください。
7. プライマリポンプを押す・離すの操作をくり返して、燃料戻りパイプから燃料が下がってくるのを確認してください。



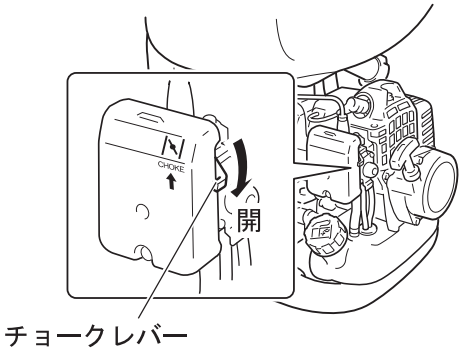
8. 周囲の安全を確認して、図のように薬液タンクキャップをしっかり押え、スタータグリップを数回引いてください。
9. 爆発音がし、すぐに止まった場合は、チョークレバーを「開」の位置にして、更にスタータグリップを引き始動させてください。
10. 上記 8. の操作ですぐにエンジンが始動したら、チョークレバーを徐々に「開」の位置に戻してください。
11. 低速のままでしばらく暖機運転をしてください。

■エンジンの暖機運転



1. エンジンが始動したら、２～３分間、アイドリング（低速運転）で暖機運転を行ないます。
2. 暖機運転は、エンジン内部の潤滑を円滑にします。特に冷えているときは、充分に行ないます。
3. ノズルを取付けない状態での運転は絶対に行なわないでください。

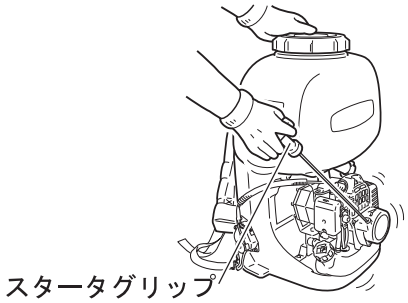
■暖まっているエンジンの始動



1. チョークレバーが「開」の位置になっていることを確認してください。



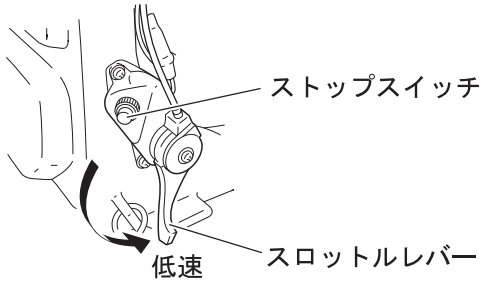
2. スロットルレバーを低速の位置にしてください。



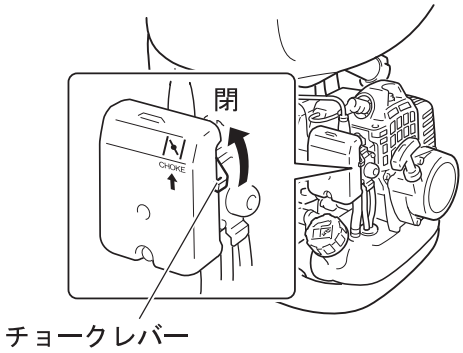
3. 燃料タンクがカラでなければ、２～３回スタータグリップを引いてエンジンを始動させてください。エンジンが始動しないときは、冷えたエンジンと同じ方法で始動してください。
4. 周囲の安全を確認して、図のように薬液タンクキャップをしっかり押え、スタータグリップを引いてエンジンを始動させてください。

4-2. エンジンの停止

■エンジンの停止



1. スロットルレバーを低速の位置にし、エンジンをアイドリング（低速運転）状態にしてください。
2. ストップスイッチを押してください。
3. 緊急の場合は、直ちにストップスイッチでエンジンを停止してください。



4. エンジンが停止しないときは、チョークレバーを「閉」（）の位置にしてください。エンジンは失速し停止します。（応急停止）

＊ ストップスイッチでエンジンが停止しなかった場合は、製品を再び使用する前に、お買い求めの販売店にストップスイッチの点検と修理を依頼してください。

5. 噴霧作業

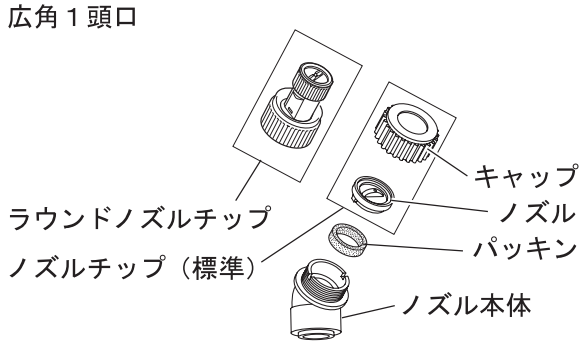
5-1. 製品の操作

■エンジンの操作

- ノズルコックは噴霧作業を始めるまで必ず閉じておきます。薬液系統に漏れがないか、接続状態を確認してください。
- 暖機運転が終わってからスロットルレバーを上げエンジン回転を上げて、ノズルコックを開いて作業に入ります。
- ハウス内噴霧の際は、通気・換気に充分注意してください。

5-2. ノズル

広角１頭口



付属の標準ノズル以外のノズルもご利用いただけますが、吐出圧力と吐出量を標準のものと合わせてください。

表２　標準ノズルの圧力と吐出量

ノズル圧力	ノズル吐出量
0.8 MPa	1.2 L/min

- 除草剤を噴霧するときはノズルチップを付属のラウンドノズルチップに組替えてください。
- 除草剤噴霧後は清水運転を行ない薬液ポンプ、薬液ホース内の除草剤を完全に排出してください。

6. 点検・整備

6-1. 点検・整備の目安

お買い求め頂いた製品を調子よく安全にご使用いただくために、定期的に点検・整備を行なってください。

重 要

年単位および月単位の整備間隔については、実際の使用状況と経験から判断し、必要に応じて点検・整備の回数を増やしてください。

点検・整備箇所	点検・整備内容	掲載ページ	毎回	毎月	毎年
リコイルスタータ	点検	24	○		
エアフィルタ	点検 / 清掃 / 交換	24	○		
燃料系統	点検	24	○		
燃料フィルタ	点検 / 交換	25		○	
スパークプラグ	点検 / 清掃と調整 / 交換	25		○	
シリンダフィン	点検 / 清掃	25	○		
マフラ	点検 / 増し締め / 清掃	25	○		
薬液タンクと噴霧装置	点検 / 清掃	26	○		
薬液タンクブリーザ	清掃	26	○		
バイパスノズル板	点検 / 清掃	26			○
キャブレタ	調整	26			○
ネジ、ボルト、ナット類	点検 / 増し締め / 交換	ー	○		

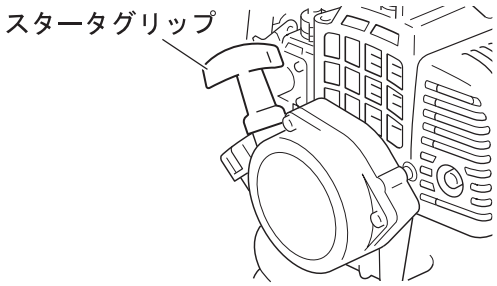
6. 点検・整備

6-2. 点検・整備要領

重 要

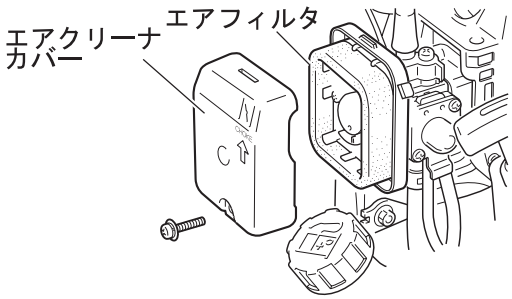
- 作業が終了した後は、製品をよく清掃し常に最良の状態に点検・整備しておくことが、次回の噴霧作業を順調に進めるのに最も大切なことです。
- 使用後は、必ずエアフィルタを清掃してください。
- 燃料タンクは常に清掃しておきます。燃料タンクにゴミや砂などが入らないようにしてください。
- 燃料フィルタが汚れていると、エンジン不調の原因となります。
- 燃料フィルタの点検・交換時は、燃料フィルタが燃料タンクの底面に届いていることを確認してください。
- スパークプラグは締付け過ぎないでください。
- 除草剤噴霧にご使用のあと一般防除作業にご使用になるときは、除草剤の残液を完全に排出して薬液タンクほか薬液系統を充分に清水で洗ってから作業してください。
- ご不明の点については、お買い求めの販売店にご相談ください。

■リコイルスタータの点検（分解禁止）



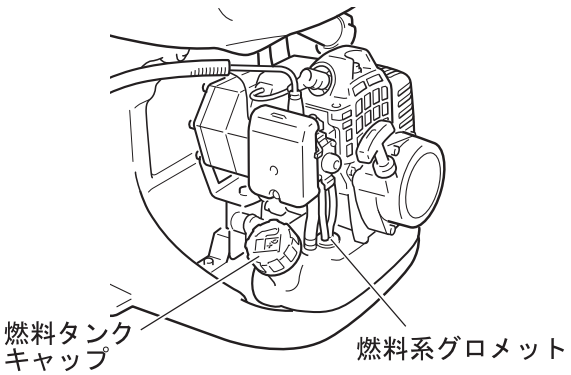
スタータグリップが軽く引けない場合は故障ですので、分解せずにお買い求めの販売店にご相談ください。

■エアフィルタの点検／清掃



1. チョークレバーを「閉」（）の位置にしてから、エアクリーナカバーを外してエアフィルタを取外してください。
2. エアフィルタの汚れ具合を点検し、汚れがひどい場合は中性洗剤で洗ってください。洗剤を使用した場合は、充分に水洗いをし、よく乾かしてください。
3. エアフィルタを完全に乾かしたのち、元の位置に取付けてください。

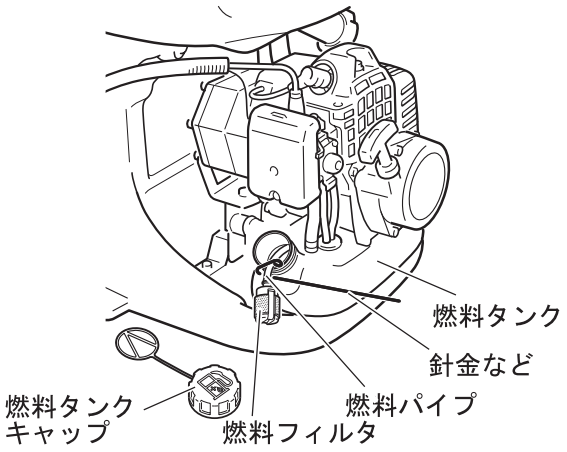
■燃料系統の点検



1. ご使用前に燃料を補給した後、燃料タンクキャップを確実に締付け、燃料パイプ、燃料系グロメット、燃料タンクキャップ周辺から燃料の漏れ、にじみがないことを確認してください。
2. 燃料の漏れ、にじみがある場合は、火災の原因となりますので、直ちに使用を中止し、お買い求めの販売店に修理を依頼してください。

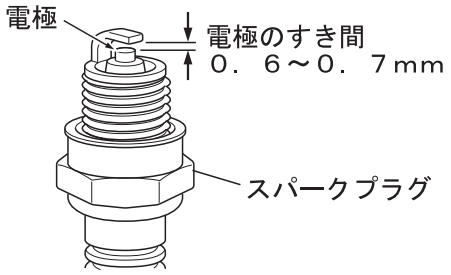
6. 点検・整備

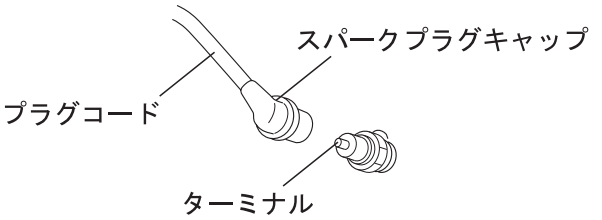
■燃料フィルタの点検／交換



1. 燃料タンクキャップを外してください。
2. 針金などを使用して、燃料パイプに傷をつけないように燃料フィルタを燃料タンクの給油口から取出してください。
3. 燃料が劣化していたり、水分やゴミが混入している場合には、燃料を交換してください。
4. 上記 3. の場合にはタンク内や燃料フィルタ、燃料パイプも洗浄します。
5. 燃料フィルタ部分が黒く硬くなっている場合は汚れていますので、燃料パイプから古い燃料フィルタを取外し、新しい燃料フィルタと交換してください。
6. 燃料フィルタが燃料タンクの底面に届いていることを確認してください。
7. 点検・交換後は、燃料タンクキャップを確実に締付けてください。

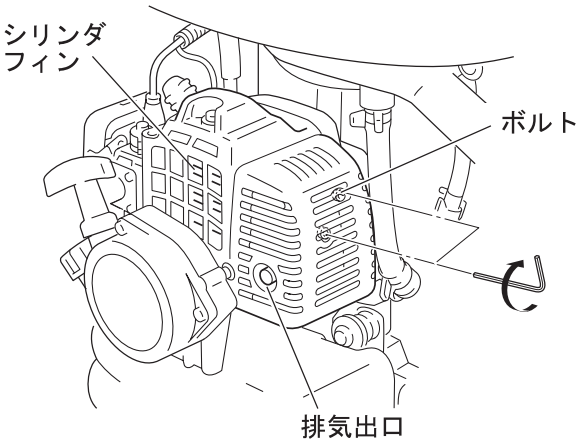
■スパークプラグ関連の点検





1. 付属のソケットレンチ（１９mm）でスパークプラグを外してください。
2. 電極やターミナルが摩耗しているとき、すき間が規定寸法（０．６～０．７mm）でないとき、また電極の周囲にオイルや堆積物が付いているときは、新品と交換してください。
3. スパークプラグは、付属のソケットレンチでしっかり締付けてください。
   参考：締付けトルクは１５～１７Ｎ・ｍ（１５０～１７０ｋｇｆ・ｃｍ）です。
4. スパークプラグキャップの接続に異常がないか、プラグコードやスパークプラグキャップにヒビ割れ、ピンホールなどがないかを点検します。

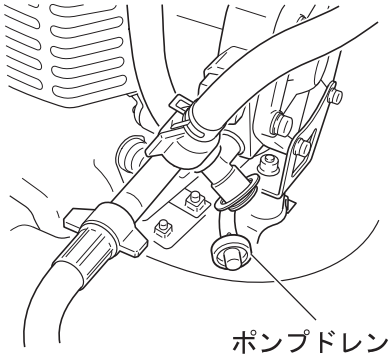
■シリンダフィンとマフラの点検



- シリンダフィンは常に清掃してください。
  シリンダフィンの間に物が詰まると、エンジンがオーバーヒートする恐れがあります。木の棒などを使って、芝、泥、葉、その他のゴミ屑をシリンダフィンの間から取除いてください。
- シリンダフィンは薄くて割れやすいので、清掃するときは金属の棒などで衝撃を与えないようにしてください。
- マフラのゆるみはガス漏れ、タール漏れを起こし思わぬ事故につながります。ゆるみがある場合は、六角レンチでボルトを増し締めしてください。
- 排気出口のカーボンを取除いてください。
  エンジンの性能を一定に保つため、この作業は定期的に実施してください。

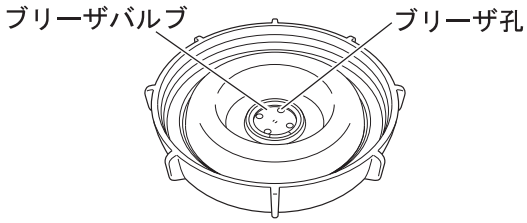
6. 点検・整備

■薬液タンクと噴霧装置の点検／清掃



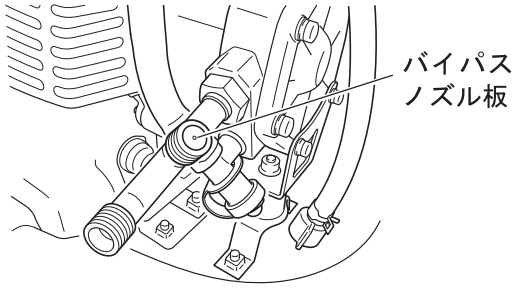
- その日の作業が終わったら、清掃してください。
- 薬液タンクに水を入れ、エンジンを始動してください。
- ノズルコックを開いて２～３分間ノズルで噴射し、噴霧装置の内部を清掃してください。
- 洗浄後は薬液タンク内の洗浄水を完全に排出します。
- ポンプドレンプラグを外し、薬液ポンプ内の洗浄水を完全に排出します。
- 製品に付いた薬液も洗い流してください。

■薬液タンクブリーザの清掃



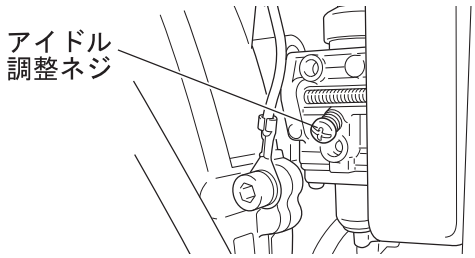
- ブリーザバルブとブリーザ孔は定期的に清掃してください。
- ブリーザバルブのシールの不良は、薬液の漏れを引起こします。
  ブリーザ孔の詰まりは、吐出圧力の低下、あるいは薬液タンクの破損を引起こす原因となります。

■バイパスノズル板の点検／清掃



- 薬液がタンク内でよく**"かくはん"**されないときは､バイパスノズル板をきれいにしてください。水和剤などをご使用の際は特にご注意ください。

■キャブレタの調整



- 必要でない限り、キャブレタを調整しないでください。
- アイドリング（低速運転）の調整が必要なとき、キャブレタのアイドル調整ネジを回してください。反時計方向に回すと、エンジン回転は低下します。
- 調整してもエンジン回転不調の場合は、お買い求めの販売店にご相談ください。

6. 点検・整備

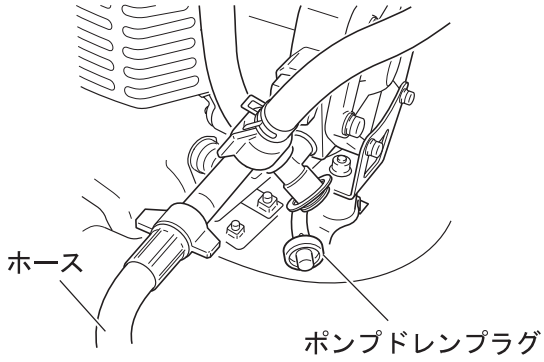
6-3. 故障診断表

故障内容	故障診断	原因	対策
エンジンが始動困難 または始動しない	キャブレタに燃料がない	燃料フィルタの目詰まり 燃料系統の目詰まり キャブレタの不良	清掃か交換 清掃 販売店へ依頼
	キャブレタに燃料がある	キャブレタの不良 燃料の変質	販売店へ依頼 新しい燃料と交換
	クランク軸が回転しない	エンジン内部の故障	販売店へ依頼
	スパークプラグが汚れている、濡れている または発火しない	燃料の変質 電極の隙間が正しくない カーボンが付着している 電気的障害	新しい燃料と交換 調整か交換 清掃か交換 販売店へ依頼
エンジンは始動するが加速できない または加速不充分		エアフィルタの汚れ 燃料フィルタの汚れ 燃料通路の詰まり キャブレタの不良 スパークプラグの不良 排気口・マフラ出口の詰まり	清掃か交換 清掃か交換 販売店へ依頼 販売店へ依頼 清掃、調整か交換 清掃
薬液が噴霧されない または正常に出ない	細かい霧にならない	ホースに穴や裂け目がある 本製品に適当でないノズルを使用している（吐出量の大きいノズル）	交換 交換
	薬液タンク内の薬液がかくはんされない	バイパスノズル板の詰まり	清掃か交換
	薬液が全く出ない	ゴミ・異物による薬液系統の完全な詰まり 薬液タンクに薬液がない 薬液ポンプの破損	清掃 補給 修理

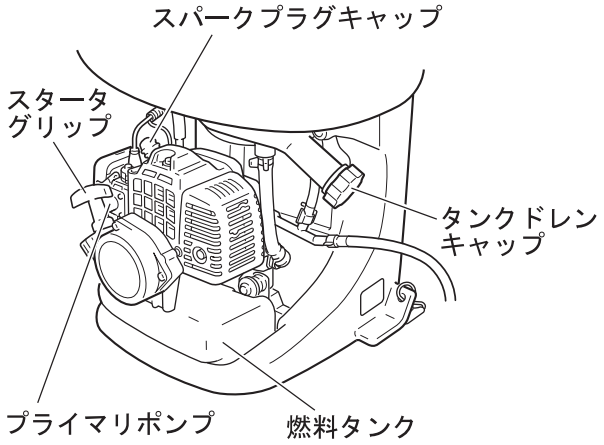
- 点検・整備には専門的な知識が必要です。ご自分で点検・整備や故障対策ができない場合は、むやみに製品を分解しないで、お買い求めの販売店にご相談ください。
- 表中に記載されていない故障の場合など、ご不明の点はお買い求めの販売店にご相談ください。
- 補用品や消耗品は、必ず純正部品または指定品を使用してください。他社部品あるいは指定品以外の部品を使用すると、故障の原因となる場合があります。

6-4. 長期保管（３０日以上）

製品を長期間（３０日以上）にわたって保管する場合は、以下に示す保管の際の整備を必ず実施してください。



1. 薬液タンクとホースを清水で清掃してください。薬液タンク内の洗浄水はタンクドレンキャップを外して排出してください。
   ポンプドレンプラグを外し、薬液ポンプ内の洗浄水も排出してください。
2. 本書に定められた定期的な点検をしてください。製品のすべての部分を検査し、調節してください。
   スクリュ・ナット類が締まっているか確認し、ゆるんでいる場合は増し締めしてください。
   A. 必要ならば掃除をし、修理をしてください。
   B. サビ止めに、金属部分には薄く機械油を塗ってください。
3. 燃料タンクを完全にカラにしてください。
   プライマリポンプを使用し、キャブレタ内の燃料も排出してください。
4. ホースとノズルパイプを取外してください。
5. スパークプラグを外し、その取付穴から適量（１０㎖程度）の、新しくきれいな２サイクルエンジンオイルをシリンダに入れてください。
   A. スパークプラグの取付穴の上にきれいな布を掛けてください。
   B. スタータグリップを２、３回引いて、エンジンオイルをシリンダ内に行き渡らせてください。
6. スパークプラグを取付けてください。（スパークプラグキャップは接続しないでください。）
7. 製品が充分冷えて乾いてから、子供の手が届かないホコリの少ない乾燥した場所に保管してください。



製品や部品を廃棄するときは、販売店にご相談するか、自治体の指導に従ってください。

7. 仕様

型式名		ESK717-SC
項目	単位	
質量 （ホース類、燃料を除く）	kg	7.0
容量 燃料タンク 薬液タンク	 L L	 0.8 17
外形寸法 長さ×幅×高さ （ホース類を除く）	mm	360×390×575
エンジン 形式 排気量 常用回転数（締切時） アイドリング回転数 キャブレタ形式 点火方式 スパークプラグ 始動方式 動力伝達方式	 mL r/min r/min 	 空冷２サイクル単シリンダ 21.2 5,700～7,000 3,000～3,500 循環式 フライホイールマグネト電子点火方式 NGK BPM7Y リコイルスタータ　Softスタート 直結
燃料混合比		[レギュラーガソリン：２サイクルエンジンオイル] ・２サイクルエンジンオイル ＪＡＳＯ性能分類　ＦＣ　　;[５０：１] ・２サイクルエンジンオイル ＪＡＳＯ性能分類　ＦＢ、ＦＡ　;[２５：１]
薬液ポンプ 形式 散布量（標準ノズル） 圧力（締切） ノズル	 L/min MPa(kgf/cm^2) 	 渦流式 1.2 0.8(8) 広角１頭口
ホース 内径 長さ	 mm m	 7.5 1.2

※ この仕様は予告なしに変更することがあります。

索 引

あ
アイドリング ..... 19，20，21，26
アイドル調整ネジ 26
え
エアクリーナ 14
エアクリーナカバー 24
エアフィルタ 24
き
規定レベル 6
キャブレタ ..... 26，29
け
警告表示 ..... 4，5
こ
高温部 7
広角１頭口 ..... 13，29
高電圧部 7
混合燃料 ..... 17，18
し
ＪＡＳＯ性能分類 ..... 17，29
消耗品 27
除草剤噴霧 ..... 22，24
シリンダフィン 25
シンボルマーク 4
す
スタータグリップ ..... 14，19，20，24
ストップスイッチ ..... 14，21
スパークプラグ ..... 7，25，28，29
スパークプラグキャップ ..... 25，28
スロットルレバー ..... 14，20，21
せ
静電気 ..... 6，17
背負バンド ..... 14，15
そ
soft スタート 2
た
暖機運転 20
タンクドレンキャップ ..... 14，19，28
ち
チョークレバー ..... 19，20，21
て
電極 ..... 7，25
に
２サイクルエンジンオイル 17
ね
燃料 ..... 6，17，18
燃料系グロメット ..... 6，17，24
燃料混合容器 17
燃料タンク ..... 14，18，28
燃料タンクキャップ . 6，14，17，18，19，24
燃料パイプ ..... 6，17，24，25
燃料フィルタ 25
の
農薬 11
農薬取締法 11
ノズル ..... 13，14，15，22，29
ノズルグリップ ..... 13，14，15
ノズルコック ..... 13，14，15，19
ノズルチップ 22
ノズルパイプ ..... 13，14，15
は
排気ガス 7
バイパスノズル板 26
発火テスト 7
ふ
プライマリポンプ ..... 20，28
プラグコード ..... 7，25
ブリーザ孔 26
ブリーザバルブ 26
ほ
ホース ..... 13，14，15，28，29
保護具 12
補用品 27
ポンプドレン 14
ま
マフラ 25
や
薬液 ..... 9，16
薬液ストレーナ ..... 9，16
薬液タンク ..... 14，16，19，26，28
薬液タンクキャップ ..... 9，14，16，19
薬液ポンプ ..... 14，19，26，29
薬液ポンプ吐出ニップル 15
ら
ラウンドノズルチップ ..... 13，22

shindaiwa

保 証 書

(Type-A)

このたびは新ダイワ製品をお買い上げいただき、誠にありがとうございます。お買い上げいただいた製品につきましては、つぎの通り保証いたします。

1． 保証期間

無償保証修理を受けられる期間はお買い上げ日から１年間といたします。但し、専門業者またはレンタル業など業としてご使用の方はお買い上げの日から６カ月といたします。

2． 保証内容

保証期間に通常の使用状態で本機を構成する部品に材料または製造上の不具合が発生し、弊社がこの欠陥を認めた場合にかぎり、修理を無償でいたします。

3． 保証の適用除外

つぎに示すような場合は保証期間中であっても有償修理となります。

（１）取扱説明書に示す正しい取扱い操作や日常・定期点検、保管方法を行なわなかったために生じた故障
（２）弊社が示す仕様の限度をこえて使用したために生じた故障
（３）弊社が認めていない改造・変更が原因となって生じた故障
（４）弊社のサービス指定工場および弊社が認めたところ以外で修理し、それが原因で生じた故障
（５）弊社の純正部品以外の部品を使用したために生じた故障
（６）時の経過による変化（塗装面・メッキ面の自然退色、発錆など）
（７）一般的に品質、機能および安全上に全く影響がないと認められる音、振動、オイルのにじみ、外観上の軽微なキズなど
（８）自然災害または事故、過失、不注意による本機の損傷
（９）一般消耗品等で使用上における自然摩耗と認められるもの
（10）製品が日本国外で使用された場合

4． 注意事項

（１）本保証書の提示なき場合または記載内容の不備あるいは改訂のある場合は保証しかねる場合があります。
（２）本機の故障に起因するまたは関連するあらゆる損失および費用は保証の範囲から除外させていただきます。
（３）保証書の再発行はいたしませんので、大切に保管してください。

機種(型式名)：		製造番号：
お買い上げ日：	年　　月　　日	
お客様	お名前：　　印	
	おところ：〒	
	TEL：	ご職業：
販売店	住所：	
	店名： TEL：　　印	

新ダイワ工業株式会社
広島市安佐南区大塚西６丁目２－11

19701-02004

新ダイワ工業株式会社

本　社	〒 731-3167	広島市安佐南区大塚西6丁目2-11	TEL 082-849-2001
札幌営業所	〒 065-0033	札幌市東区北三十三条東17丁目4-17	TEL 011-783-7551
仙台営業所	〒 984-0042	宮城県仙台市若林区大和町1丁目22-45	TEL 022-239-1688
郡山営業所	〒 963-0107	福島県郡山市安積4丁目48-1	TEL 024-945-8678
盛岡営業所	〒 020-0122	岩手県盛岡市みたけ4丁目3-5	TEL 019-641-3416
東京営業所	〒 134-0083	東京都江戸川区中葛西6丁目17-8	TEL 03-3687-5771
千葉営業所	〒 264-0025	千葉市若葉区都賀3丁目19-1	TEL 043-214-0260
多摩営業所	〒 192-0043	東京都八王子市暁町2丁目6-3	TEL 0426-20-5590
横浜営業所	〒 222-0025	神奈川県横浜市港北区篠原西町34-33	TEL 045-431-7786
静岡営業所	〒 422-8046	静岡市駿河区中島2834-1	TEL 054-282-7012
さいたま営業所	〒 331-0811	埼玉県さいたま市北区吉野町1丁目19-4	TEL 048-666-2521
宇都宮営業所	〒 321-0912	栃木県宇都宮市石井町3149-28	TEL 028-656-8737
土浦営業所	〒 315-0052	茨城県かすみがうら市下稲吉1628-4	TEL 0299-59-1005
前橋営業所	〒 371-0037	群馬県前橋市上小出町2丁目46-3	TEL 027-234-5956
長野営業所	〒 381-0043	長野市吉田5丁目24-16	TEL 026-244-3970
新潟営業所	〒 950-0892	新潟市東区寺山3丁目32-12	TEL 025-275-5616
名古屋営業所	〒 454-0826	愛知県名古屋市中川区小本本町1-75	TEL 052-362-2281
浜松営業所	〒 430-0852	静岡県浜松市中区領家3丁目11-1	TEL 053-465-1140
津　営　業　所	〒 514-0823	三重県津市大字半田池町590-5	TEL 059-227-2716
岐阜営業所	〒 500-8367	岐阜市宇佐南4丁目2-4	TEL 058-271-4015
金沢営業所	〒 920-0016	石川県金沢市諸江町中丁344	TEL 076-237-1230
大阪営業所	〒 556-0022	大阪市浪速区桜川4丁目11-20	TEL 06-6561-8484
和歌山営業所	〒 640-8482	和歌山市六十谷226-6 黒田コーポ	TEL 073-462-7277
京都営業所	〒 601-8304	京都市南区吉祥院前河原町1	TEL 075-321-0141
姫路営業所	〒 670-0974	兵庫県姫路市飯田2-88	TEL 0792-33-6838
広島営業所	〒 731-3167	広島市安佐南区大塚西6丁目2-11	TEL 082-849-2400
防府営業所	〒 747-0031	山口県防府市迫戸町5丁目25	TEL 0835-27-0575
岡山営業所	〒 700-0965	岡山市西長瀬261-104	TEL 086-241-3013
高松営業所	〒 761-0101	香川県高松市春日町片田1638-7	TEL 087-843-1201
松山営業所	〒 790-0064	愛媛県松山市愛光町9-14	TEL 089-922-8886
福岡営業所	〒 812-0006	福岡市博多区上牟田3丁目5-22	TEL 092-411-9801
小倉営業所	〒 803-0826	福岡県北九州市小倉北区高峰町10-8	TEL 093-561-3422
諫早営業所	〒 854-0066	長崎県諫早市久山町1785-5	TEL 0957-49-8857
大分営業所	〒 870-0155	大分市高城南町7-13	TEL 097-552-1745
熊本営業所	〒 862-0910	熊本市健軍本町7-17	TEL 096-365-0484
鹿児島営業所	〒 890-0073	鹿児島市宇宿2丁目23-18	TEL 099-257-6801
宮崎営業所	〒 880-2112	宮崎市小松2399-6	TEL 0985-62-3612

070329

X750-010 97 0
X750604-820 0
0712A 1475 ES

(C) 著作権法により無断での複製、転載などは禁止されております。